

～ 特集 ～

第3回法整備支援連絡会(平成13年9月13日開催)

法務総合研究所では、アジアの開発途上国を対象として、平成6年度から、関係機関の皆様のご協力を得ながら、民商事法分野における法整備支援活動を行ってきました。

当所を含め、我が国の関係機関による法整備支援活動は、アジア諸国に広く受け入れられるとともに、着実にその実績を重ねて来ましたが、これに伴い、我が国における法整備支援の在り方と今後の基本的方針、それに携わる人材の確保と育成及びその間の連携、外国機関・国際機関との連絡・協調、またこれまで行ってきた活動に対する評価などについて、関係者が協議検討し、共通の認識を持つことがますます重要となっていると考えられます。

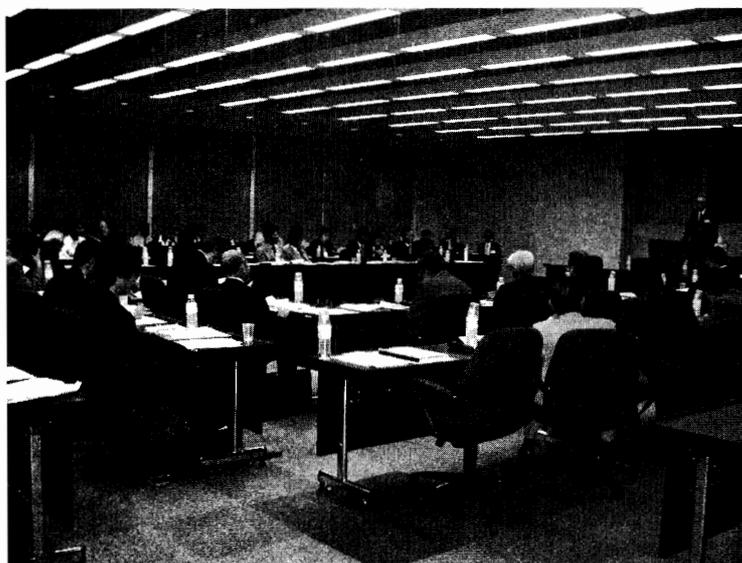
このため、当所は、法整備支援について関係機関が協議検討する場として、国際協力事業団(JICA)と共催で、法整備支援連絡会を開催してきました。

第1回は、平成12年1月に法務省大会議室において開かれ、法整備支援に携わる関係者が一堂に会して、それぞれの機関の概要及び活動についての報告や質疑を行い、第2回は、平成12年10月にJICA国際協力総合研修所において開かれ、法整備支援の基本方針に関し、「ODAによる法整備分野の援助戦略について」と題するディスカッションペーパーを基にして、支援対象法領域や対象地域についての協議がなされました。

第3回に当たる今回は、国内から35機関、計96名の参加を得、浦安市にある法務省浦安総合センターにおいて、三ヶ月章東京大学名誉教授を始めとする関係者の報告、当所において招へいしたヴィエトナム最高人民裁判所副長官ホアン・カーン氏による講演、名古屋大学名誉教授森島昭夫氏による基調講演が行われた後、協議が行われました。

連絡会当日のプログラム、参加者名簿、記録及び法整備支援関係機関調査票をここに収録しました。法整備支援活動の現状と課題を知る上で有益なものと考えますので、掲載した次第です。御参照いただければ幸いです。

(主任国際協力専門官 戸根省吾)



第3回法整備支援連絡会記録

開催日時 平成13年9月13日(木)午後1時37分～午後5時48分
開催場所 法務省浦安総合センター A1教室

目次

開 会	1
法務省法務総合研究所小貫総務企画部長あいさつ	1
国際協力事業団諏訪理事あいさつ	3
東京大学三ヶ月名誉教授報告	6
日本弁護士連合会国際交流委員会矢吹副委員長報告	10
名古屋大学鮎京教授報告	13
法務省法務総合研究所国際協力部尾崎部長報告	17
講 演 ヴィエトナムの法整備に対する国際協力 (ヴィエトナム最高人民裁判所副長官 ホアン カーン氏)	23
基調講演「法整備支援をめぐる国際的動向と法整備支援活動の課題と展望」 (名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫氏)	28
協 議	41
資 料	
プログラム	65
参加者名簿	66
法整備支援関係機関調査票	68

開 会

○司会（平川統括専門官）

大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第3回法整備支援連絡会を始めたいと思います。

開会に先立ちまして、法務省の方で招へいしておりますヴィエトナム最高裁判事お二方を御紹介いたします。まず、ヴィエトナムの最高人民裁判所副長官のホアン・カーンさんです。そして、同じくヴィエトナムの最高人民裁判所民事部判事でありますチュ・シュアン・ミンさんです。カーン副長官には、後ほど講演していただく予定にしております。それでは、これから第1部に入りたいと思いますが、第1部の司会は、法務総合研究所国際協力部の統括国際協力専門官をしております私、平川貴洋が担当いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

法務省法務総合研究所小貫総務企画部長あいさつ

○司会（平川統括専門官）

初めに、法務省法務総合研究所総務企画部長の小貫芳信からごあいさつを申し上げます。小貫部長、お願いいたします。

○小貫（法務総合研究所総務企画部長）

法務総合研究所の小貫でございます。

本日は、本来であれば所長が出席してごあいさつを申し上げるところでございますが、どうしても外せない所用がございます。私が代わりにあいさつを申し上げる次第であります。

本日は、お忙しい中、しかも、都心からはやや遠い浦安研修センターに多数の方々にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、法務省では、平成11年度から国際協力事業団（JICA）と共催いたしまして、法整備支援活動に関係するの方々にお集まりいただいて法整備支援連絡会を開催してまいりました。その目的は二つございまして、一つは法整備支援に関する情報の交換であり、もう一つはその支援のあり方に関する意見の交換ということであります。本日は、ここにその第3回目を開催するということになったわけであります。

法務省では、平成6年度から法務総合研究所を中心といたしまして民商事法分野の法整備

支援活動を行ってまいりましたところ、アジア諸国から法整備支援の要請はますます増加の傾向にあります。そこで、これらの要請への対応を一層充実させたいという考えから、本年4月、法務総合研究所に、この法整備支援を専門に扱う部署として国際協力部を新設し、その体制を強化したところでございます。国際協力部の活動につきまして、今後、皆様のますますの御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

ところで、我が国の法整備支援活動は、関係者の御努力によりまして支援要請が毎年増加しておりまして、着実に成果を上げていることがうかがわれるところでございます。支援要請の増加に伴いまして、今後は、我が国が法整備支援を更に効果的に行うためには、様々な点に注意する必要があると思います。まず一つ目は、その基本的な考え方を十分検討する必要があるということです。二つ目は、支援活動に従事する人材の確保と育成です。三つ目には、国内関係者の連絡協調を図り、さらに、外国機関、国際機関等の活動を把握し、従前にも増して、これらとの連絡協調等に十分な意を用いる必要があります。また、法整備支援活動の成果につきましても、他の支援分野と同様、その的確な評価とこれを踏まえた不断の見直しが求められております。今回の連絡会におきましては、主としてこれらの点について意見を交換することとしたいと考えております。

なお、先ほども御紹介がありましたが、折からヴィエトナム最高人民裁判所副長官のホアン・カーン氏が来日中でありまして、今日御出席していただいております。カーン副長官には、ヴィエトナム司法改革等の動向と法整備支援に関して発表していただくことによりまして、貴重なお話をいただけるものと思っております。

皆様には、協議等において積極的な御発言をいただきまして、この会議が実り多いものになることを心から期待しております。

最後になりましたが、この場をお借りしまして、法務省及び法務総合研究所に対する皆様の日ごろの御理解と御支援に感謝申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

ありがとうございました。

国際協力事業団諏訪理事あいさつ

○司会（平川統括専門官）

続きまして、国際協力事業団理事の諏訪龍様からごあいさつを頂戴いたします。諏訪様、お願いいたします。

○諏訪国際協力事業団理事

国際協力事業団（JICA）の理事をしております諏訪でございます。

本日、JICA、法務省共催、財団法人国際民商事法センターの御後援をいただきまして、第3回法整備支援連絡会の開催が実現いたしました。私どもにとって大変うれしく存じている次第でございます。

また、この場をお借りしまして、冒頭、日頃からJICAの途上国支援事業に対する皆様方の御理解と御協力に対し感謝申し上げる次第でございます。

さて、前回の第2回法整備支援連絡会では、法整備支援の基本方針に関し議論が行われました。1994年から開始されました我が国の政府開発援助ベースでの法整備支援が年々、量、質共に拡充している中で、なぜ法整備支援を行うのか、また、どのような援助戦略に基づいて法整備支援を行うかなどについて、関係機関の方々と有意義な議論ができ、また、共通の認識を持たせたかと思えます。

本日の第3回連絡会では、先ほども御紹介がありました三つのテーマについて議論をいただくことにしております。私どもの立場から見ましても、この三つのテーマは非常に大きな意味を持っているということが言えるかと思えます。もちろん法整備支援の対象地域、あるいは分野というものは極めて広まってきております。それに伴い、これに携わる人材の育成と確保、これはこの分野に限らず、現在の私どもの技術協力にとっても大きな課題となってきております。

それから、二つ目の、ほかの国際機関あるいはドナーとの連携・協調のあり方、このことも、特に貧困対策等においては極めて重要で、国際協調の中で実施していかなければいけない、こういう環境でございます。これも非常に大きな、また、大事なテーマとなっている次第でございます。

さらには、成果の評価、御承知のとおり国内においても、より成果の大きな、あるいは効率性の高い、効果の大きな、そういった事業を行うべしというのが現小泉内閣の基本方針でございます。政府開発援助についても、まさに同じようなことが求められてきております。より効率性とアカウンタビリティの高い事業を推進していくということが、私どもJICA

に課せられた今日的な課題でございます。

本日の午後、御議論いただくわけでございますが、それに何らかの参考になろうかと思ひまして、現在JICAが実施しております支援事業、ヴィエトナム、カンボディア、ラオスを中心に最近の動向について御報告をさせていただきたいと思ひます。

まず、ヴィエトナムについてでございますが、現在、個別立法作業への助言、あるいは民法改正に関する共同研究を含む法体系整備への指導及び法曹人材養成を3本柱にして活発な支援を展開してきております。ここで、最近の新しい動きとして幾つかの事例を紹介したいと思ひます。

初めに、援助協調に対する積極的な参画の事例でございます。現在、国連開発計画（UNDP）が中心となって、リーガル・ニーズ・アセスメントを進めております。このねらいは、ヴィエトナムの法律制度の現状を調査し、その充実と改善のためのニーズを把握し、今後10年間の整備戦略及び国際支援を整備するプロジェクト、あるいはプログラムでございます。このプログラムには、JICA派遣の長期専門家4名が、法律家養成分野チーム等の4つのチームすべてに参加しております。本レポートの取りまとめに指導的な役割を果たしているということでございます。このことを通じて、日本の行っております法整備支援の成果、特徴も、他のドナーに理解されていくことになろうかと存じております。

次に、法曹人材養成支援においては、より具体的な支援が行えるようになってまいりました。これまでの現状分析に基づいて、現在派遣されている専門家が裁判官マニュアル等の教科書作成について積極的な助言、指導を行っております。

次に、カンボディアでございますが、民法、民事訴訟法の起草を軸に協力を行っているところでございます。カンボディアの実情に即した法案作成を行うため、日本側作業員による入念な現地調査を行い、両法案のクメール語条文起草を支援しております。本年2月にカンボディア司法省からお二人の次官が来日しております。私自身も直接お会いし、お話を伺いました。このような現地ニーズに配慮した、行き届いた日本の支援のやり方、方法について、非常に高い評価と深甚なる謝意が表明されておりました。また、カンボディアにおいては他ドナーとの調整にも十分な時間と労力を割いてまいりました。

特に昨年、カンボディア閣僚評議会が世界銀行の支援を受けて作成しました司法改革行動計画、通称MAP（Master Action Plan）と言っているそうでございますが、その原案に対して我が国としての基本的な考え方及び作業の進め方について問題点等を指摘し、本件内容の見直しの必要性を表明し、理解が得られたところでございます。

さらに、カンボディアでは、日本弁護士連合会による小規模開発パートナー事業、これはJICAが新しいスキームとしてやっている事業でございますが、それが実施されておしま

す。現地でのセミナーなどを通して、極端に不足している弁護士の育成を支援するという
こととでございます。

最後に、ラオスについて少し触れたいと思います。平成10年度からいわゆる国別特設、
日本での研修、本邦研修及び現地セミナーを実施してまいりました。この成果を踏まえて、
中期計画に基づいた継続的協力を行うように平成13年1月に森脇名誉教授を団長とするプ
ロジェクト形成調査団を派遣し、ラオス司法大臣、検事総長、最高裁長官等との整備方針に
ついての協議を行いました。これを受けて平成13年度は基礎人材育成を行っております。
法務省から3名のアドバイザー専門家を派遣していただき、協力の本格実施に向け、ラオス
側関係者と共同で今後の協力計画を策定するための業務を実施しているところでございます。

以上、3か国について若干触れましたが、そのほか、モンゴルやウズベキスタン等に対す
る協力も、研修員の受け入れや専門家派遣を中心に徐々に拡大しつつあるところでございま
す。

以上の活動報告からお分かりのとおり、支援内容はますます知見と工夫を必要とするも
のが増え、その支援成果も確実なものとするためには、本日の協議テーマである先ほど申し
上げました3つの課題の検討が不可欠だろうということとでございます。本日午後の皆様方の
活発な御検討を期待するものでございます。

最後に、本日の連絡会の成果が実り多いものとなりますよう、また、今後、法整備支援が
ますます発展していきますよう祈念いたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

ありがとうございました。

東京大学三ヶ月名誉教授報告

○司会（平川統括専門官）

それでは、引き続きまして4名の方から御報告を頂戴することといたしております。

まず初めは、元法務大臣であり、東京大学名誉教授であります三ヶ月章先生からお話を頂戴いたしたいと思えます。三ヶ月先生、よろしく願いいたします。

○三ヶ月東京大学名誉教授

御紹介をいただきました三ヶ月章でございます。

与えられた時間が10分ということでございますが、私、どういう資格でお話をするのかわからない、いろいろと考えているわけでございます。この名札には法務省特別顧問という肩書きで私はここに出てまいったわけでございます。先ほど来、お話のございました法務省の法総研、特に府中アジア研と新しくできました国際協力部、これもやはり法務省の非常に重要な一環でございます、非常に深くかかわっているということが一つございます。

しかし、同時に、私はまた他にもいろいろな肩書きがございます、法務省と一体と申しますか、それを資金面で御援助申し上げますと申しますか、お手伝いをしておりますものに国際民商事法センターという組織がございます。これは会長が元住友商事の名誉会長の伊藤さんでございますし、理事長は元検事総長の岡村さんでございますが、その下に特別顧問というのがございます、豊田章一郎氏と私が特別顧問という形で非常に深くこれに関与しているわけでございます。

もう一つの資格と申しますのが、実は今度は、もう30年以上前から、本当にこういう会が形をなす前から、アジアの法律の交流ということをして一生懸命やってきました全くのNGO組織といたしましてローエイシアという組織がございます。このローエイシアという組織がだんだん大きくなってまいりまして、これは全く政府とは関係がないとは申しまして、実は最近ではローエイシア大会の時には最高裁判所長官会議というのを並行して行われております。開会式、閉会式は全部、アジア中の最高裁判所長官が出て、また、そこでのディスカッションの関連のところにも出てくるという状況であります。そして、このローエイシアというものを日本で盛り立てようではないかということで、そのローエイシアのメンバーと申しますか、お金を出してこれを支援しているのが日本ローエイシア友好協会という、これは全くのNGOでございます。私は、その会長という資格でもございます。

さらに申し上げますと、法律家の中でも裁判官、検察官、弁護士、公証人、それに学者、これのシニアの者を集めております日本法律家協会（日法協）というものがございまして、

私は実はその法令副会長を仰せつかっておりまして、主に国際協力、その他の委員会活動の責任者ということになっているわけでございます。

実は今日、法務省の方からお話があったのは、主として、その中でも国際民商事法センターの活動状況とローエイシアの活動状況を話していただきたいということでございましたが、実は日法協の方からも、このところにやはり国際協力関係の仕事がございまして、私は、その日法協の国際協力関係の委員会の仕事もさせていただいているわけでございますが、この話もしていただきたいということでもあります。

今申しました3団体が、いずれも本日ここに代表者を送っておられます。例えばローエイシアの方では常務理事お二方、鈴木さんと熊倉さんが来ておられます。国際民商事の方からは、事務局長の金子さんがお出ましになっておられます。それから日法協、これは同時に日弁連も兼ねてではないかと思えますけれども、中根さんがお出ましになっておられます。いずれまた、具体的な協議の場になりますと、むしろ私からそういう個別のお話をするよりも、こういう方のお話を伺った方がいいかと思えます。ただ、初めから法務省の方では、主に国際民商事法センターの仕事とローエイシアの方の話をするように、それを報告も兼ねて紹介してくれということでございますので、そういうことに話を絞ってまいりたいと思えます。

これらにつきましては、私が書きました「アジア諸国に対する法整備のための支援と協力—現状と若干の感想ならびに展望—」というものがございまして、これは、法務省関連の団体の機関誌8月号に掲載されておりますので¹⁾、そちらを参照していただきたいと思えます。ここでは主として国際民商事法センターと、JICA並びに法務省の国際協力部が行っていることにつきまして、その現状と、私なりの感想というふうなものを付け加えたものでございまして、お読みになっていただければ、国際民商事法センターの方の御説明にもなるかと思えます。

もう一つは、ローエイシア関係につきましては、「ローエイシア・ニューズレター」というものの10号があります²⁾。実は、これは今、非常に大事な局面でございまして、来月にニュージーランドで大会が開かれますが、その次の大会、これは2年に1回大会があるのですが、それが実は東京でやるということになっております。最近の例では、この会のときにはその国の元首が出てきてスピーチをするというぐらいの格式になってまいりました。特に先ほど申しましたように、それと最高裁判所長官会議、これを最高裁がおやりになる。それ

1) 財団法人日本刑事政策研究会発行「罪と罰」第38巻4号(平成13年8月号) p.5～20 参照

2) 日本ローエイシア友好協会発行「ローエイシア・ニューズレター No.10 (2001年7月)」参照

がたまたま一緒になっているという関係でございます。そういう格式の会でございますが、それを25年ぶりに東京で開かなければならないという段階になってきております。その辺の最近の動きというものを、私の文章と同時に、どのような組織であるか、これは、入っております紙をご覧になるとびっくりすると思えますけれども、まず日本のシニアの法律家をたくさん網羅いたしまして、そういうふうなところで盛り上げたい。そして、どういうことをやるかということも書いてございます。

この2つの御紹介をしろということでございますけれども、先ほど申しましたように2つの資料を準備いたしましたので（資料省略）、詳しいことはこれを見ていただきまして、むしろ後で個別の団体の報告が行われたときに、私と重複しない程度でお三方に、せっかく出ていただいております常務理事及び事務局長、それから国際協力委員会のメンバーの方のお話も承れればと思っている次第でございます。

私の関係しておりますところで法整備支援との関係はそういうことでございますが、多少横にそれまして、せっかく個別の会、個別の活動状況の報告ではなしに、多少総論的な話もということでもございますので申し上げますならば、先ほど来、JICAの方の御説明もありましたし、法務省の方からの報告もございましたが、私の文章の最初に書いてございます「アジア諸国に対する法整備のための支援と協力」ということでございますが、要するにこの10年の間に非常に大きく日本の法律家の関心が変わってまいりました。というのは、やはりアジアというものを非常に身近に感じるようになり、そのアジアの法の激動というものと日本の法律家のあり方とのかかわり合いということが非常に大きな問題になってまいりました。

したがって、本日お集まりの皆様方のような形、いろいろな方がいろいろな形でもってそういう仕事をずっとやってまいりました。しかし、それぞれの組織がそれぞれの活動を立派にやっておられるのでございますけれども、その横の連絡というものがやはり、何しろほんの10年足らずの新しい動きで、どのようなところでも新しい動きを始めるときにはそういうふうな個別の運動が先に立って、横の連絡というようなものがなかなか構築しがたいというのが普通でございます。

だんだんとそういうふうな形が進んでまいりましたところで、たまたま私が法務省の元大臣をやりましたり、そして、これは非常に府中アジ研と深い関係もございました。率直に申しまして、法務大臣をやっている間に一番やりがいのある仕事は、実は府中アジ研の仕事でもあった、これは私は学者だからそう思うのかもしれませんが。

そういうこともございましたので、せっかくの皆さん方のいろいろな活動というものの横の連絡がないというのは、これは非常に惜しいことだということで、先ほど来、お話が

したように、一昨年でございましたか、その前でございましたか、やはり第1回の連絡会みたいなものを開きまして、それから第2回、そして、いよいよ今回は、場所を法務省からこちらの浦安のすばらしい研修施設の方に移してやるという段階になりました。これは、これまで皆様方がそれぞれの立場で法整備支援というふうなものをやっていた、それのお互いの情報交換、それから重複を避け、無駄を避け、学ぶべきものはよそから学び、また、自分たちの得意とするところは皆様に分かっていただく、こういう組織として非常に立派な組織づくりを行うことでもあります。

本日はその第3回で、非常に形も整ってまいったように思うわけでございます。そういう点で、これからの討論というふうなものも、そういう意味で非常に有益なものになると存するわけでございます。これが、いわば総論的なお話ということでございまして、ほぼ時間が尽きたようでございますが、一言だけ付け加えますならば、この会の終了後に懇親会が予定されております。その懇親会は、今触れました国際民商事法センター、ここに出ていらっしゃる事務局長の金子さん、それから次長の相沢さんという方がアレンジされてやりますので、ぜひそちらの方にもお出まじいただきまして、なかなかこういうオフィシャルな席では言えないような、あるいは聞きにくいようなことを遠慮なしに、全くのこれはスケジュールのない懇談会でございますので、お出ましをいただければと存する次第でございます。

それから、こういう会ができますと、今まで唯一の機会が実は法律家、弁護士会だけではない、裁判官だけではない、検察官だけではない法律家の集まりとしての日本法律家協会の国際部会というふうなものもございまして、中根さんのやっておられましたことは、これは今までは非常に大事な仕事をずっとやってまいったわけでございますが、こういう会ができまいますと、やはりむしろこちらの方に徐々にそういうふうな仕事もお譲りしていくのが筋ではないだろうか。このようなことも、また懇談の折にでも伺えればと思うわけでございます。

私のお話は、そういうことで切り上げさせていただきまして、これからの討論が実りあるものになるように、また、先ほど御紹介申し上げました懇親会にぜひたくさんお出まじいただきまして、率直な意見の交換と、このすばらしい浦安の研修施設、これは実は私が大臣時代に動き出した施設で、やっと数年前に立ち上がったものでございますが、それも眺めて、海を眺めながら、談笑するという会にもぜひ出ていただきたいと思ひまして、私のお話を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

三ヶ月先生、どうもありがとうございました。

日本弁護士連合会国際交流委員会矢吹副委員長報告

○司会（平川統括専門官）

それでは、続きまして、日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長の矢吹公敏弁護士に御報告をお願いいたします。

○矢吹日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

ただいま御紹介にあずかりました日本弁護士連合会国際交流委員会の副委員長をしております矢吹公敏でございます。

三ヶ月先生の後に私が発表させていただくということは、大変光栄であると同時に、私のような若輩者が2番目にするということを大変恐縮に感じます。

三ヶ月先生には、私が20年ほど前に大学で教えを受けた大先生でありまして、その際に大教室の中で、私が朝、前の晩に勉強が過ぎたのか、お酒を飲み過ぎたのか、朝の最初の授業に行きまして前の方に座って一生懸命聞こうと思ったのですが、しまいには寝てしまいまして、その席で、壇上から、もう600人ぐらいの生徒の前で、「そこで寝ている学生、起きろ」というふうに叱られまして、それ以降、先生には頭が上がらないわけでございますが、やっとここに来まして、20年たちまして、若干ながらお手伝いできるようになったかなというように思っております。

また、本日は本来であれば委員長の吉野正が発表すべきところ、福岡在住でございますので失礼させていただいております。

さて、日弁連の活動について若干ながら御説明しまして、皆様の御参考になればというように考えてまいりました。レジュメにつきましては、「日弁連における法整備支援」ということでお配りしていると思います（資料省略）。

皆様御存じのように、一昨日ニューヨークで大変な事件があり、米国、そして米国の国民の方々に深い哀悼の意を表したいと思っております。御存じのように米国は、これまでさまざまな国際的な活動をしてきた大国であります。いいこともあり、また、悪いこともあったかもしれませんが。しかしながら、この法整備支援の面でも大変長い歴史を持っている国であります。そして、その活動を見ても、やはりいろいろな国でいいリアクション、悪いリアクションを受けつつ長い歴史を経て活動を展開してきている国であろうかと思っております。その間には、自分みずからではなくてもテロに巻き込まれるという事件も法整備支援の中であったやに聞いています。

このように、私たちの活動も必ずしも安全な中で実施されているわけではないわけです。

現に私どもが7月のカンボディアでのセミナーを実施した際にも、セミナー中に200メートルほど離れたところのホテルがテロで爆破されまして、これはセミナー中にすごい音が2度したのです。そのときはガス爆発ということでしたが、後から聞きますと、ギャングによる、いわばテロとして報道されておりました。このような中で支援をするということの意味を、ぜひ私どもは深く考えなければいけないと思います。

ところで、日弁連としては、どこに自分たちの法整備支援のよりどころを求めるべきか、それを常々考えてまいりました。全部で5項目ありますが、日弁連の活動のあり方について、その特色を申し上げます。

まず、「基本的人権擁護の精神」ということで、これは私どもが基本的人権の擁護を標榜している団体であり、それをプライドとして持っている限り、私たちの法整備支援もこのメルクマールに従っているか、クライテリアに従っているかが求められるところであります。私どもは、国際連合の経済社会理事会における協議資格を取得しまして、人権委員会等で意見書を出せるまでに至りました。また、この人権というものの中にもさまざまな人権があり、それぞれ支援のあり方に応じて、その中心となるべき人権を選択するということになるかと思えます。また、米国的な人権観がいいのか、アジア的な人権観がいいのか、これは常々私たちアジアで法整備支援をしている者にとっては重大な議論の課題であろうかと思えます。この基本的人権の擁護というものを基盤に置いて、私たちも来年3月をめどに法整備支援、国際司法支援活動の憲章を作り、それを一つのよりどころとして今後も私たちの活動を続けていく予定であります。

2番目には、「ODAへの協力とNGOとしての活動」という点が挙げられると思えます。私どもは、JICA、法務総合研究所が実施されておられるODAプロジェクトに、1996年以降関与させていただいております。長期専門家も既に4名派遣しておりますし、短期専門家も多く出させていただいております。また、他方、NGOとしての活動も幅広く行いつつあります。先ほど申し上げた国連の経済社会理事会の協議資格は一つの例でありますが、そのほかにも、後で述べますカンボディアでの小規模開発パートナーシップ事業を本年から実施しているところです。このようにNGOとしての活動とODAへの協力、これを2本柱として活動している点が一つの特色ではないかと思えます。

3つ目につきましては、「相手国の弁護士及び弁護士会に対する支援」を中心に置いていることであろうと思えます。さまざまな協力機関のある中で、重複せず、有機的な支援をするために私どもができることといえば、やはり弁護士の育成、弁護士会への支援ということになろうかと思えます。カンボディアでも弁護士の養成、そして法律扶助制度の構築ということを主眼に置いて支援を始めております。また、ヴェトナム、ラオスでも、弁護士規則

及びラオスでの弁護士育成という面において支援を開始させていただいております。

次に、私ども日弁連としては一つのNGO団体であります。そのほかにも弁護士個人の活動及び弁護士グループのNGOの活動があります。これらの活動と連携して、より効果のある支援をするということが私たちの特色ではないかと思えます。

最後に、「法律家の国際団体との協力」という点が挙げられると思えます。IBA, ABA, このようなところにも私たちの調査団を派遣して協議し、例えばABAのUNDPプロジェクトからのリファレンスがあるということもありました。

時間がございませんので、一つだけ私どもの活動について紹介させていただきますと、カンボディア王国弁護士会に対する協力活動であります。これは、本年度から始まりました事業であります。これまでJICAへの御協力を通して5年間カンボディアとお付き合いをさせていただいている中で、その弁護士の数の少なさ、教育の足りなさということを感じると同時に、先方からも非常に強い要請を受けて、本年度から始めた事業であります。JICAも本年度から、この小規模開発パートナーシップ事業ということで、1年間1,000万の予算の事業であります。

中身につきましては、年4回のセミナーを開催ということですが、テーマについては、今JICAの方でされている民事訴訟法の起草に合わせまして、民事訴訟における弁護士の役割をテーマにさせていただいております。ちょうどカナダ弁護士会、リヨン弁護士会も同じようにセミナーを仕入れていたこともあり、現在は3弁護士会による共同プロジェクトとして年に約8回のセミナーを開催するということになっております。今、カンボディアでは弁護士養成校のサブディクリーが通ったところであり、来年度からはこの養成校に対する支援を継続して行っていきたいと考えております。

また、もう一つ大きな柱である法律扶助制度、これは御存知のように貧困対策の一つの法の支援からする柱であると私たちは考えております。第一歩として、カンボディアという国をモデルにして、どういった方法ならお金のない開発途上国に有効な法律扶助制度をつくれるかという点から私たちが考えていこうということで始まりました。実際には本年度2度の調査団を派遣し、先月8月に行った第1回では、さまざまな法律扶助制度を実施している機関、人権団体等にインタビューをして、その実態を知りました。やはり司法の腐敗ということも強く感じましたし、人権に対する問題点も大変なものがあるというふうに感じました。これから法律扶助制度をどのように作っていくかということは大変かと思えますが、この点、約2～3年をめどに制度構築を考えていきたいと思えます。

既にいただいた時間を超えておりますので、あと1分で御紹介したいと思えますが、私たちの支援体制の整備についてであります。やはり支援体制は継続した支援体制が必要であり

ますが、組織、人、資金面ということの基盤整備、これをどのように私たちの中で行うかということについてです。人の面では、私たちの中心である国際協力部会というところが中心になり、専門家の派遣については司法支援弁護士登録制度を設け、100人ほどの弁護士が既に登録し、長期・短期の専門家として派遣しております。研修につきましても毎年研修をし、外部団体からも講師に来ていただいております。また、資金の透明性、説明責任を果たすという面から、一般会計と切り離しまして国際協力活動基金も本年度から設けました。このように、私たちは組織面での基盤整備を始めつつあるということをお紹介して、私のプレゼンテーションに代えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

矢吹先生、ありがとうございました。

名古屋大学鮎京教授報告

○司会（平川統括専門官）

それでは、3番目でございます。名古屋大学大学院法学研究科教授であります鮎京正訓先生から御報告を頂戴いたします。鮎京先生、お願いいたします。

○鮎京名古屋大学大学院法学研究科教授

私は、以下、名古屋大学アジア法政情報交流センターを代表いたしまして、私どもの大学がどのようにこれまで法整備支援に携わってきたかということについて御報告申し上げたいと思っております。

本来、センター長の佐々木雄太教授が報告すべき予定でございましたけれども、所用のため来られなくなったということで、私が報告をさせていただきます。

私どもから皆様方にお渡ししてある資料は3種類ございます（資料省略）。一つは、「法学部学生が見たハノイ」という、この小冊子であります。これは、学生が3月にハノイを訪れまして司法関連機関を訪問し、その調査報告書であります。恐縮ですが、11ページをあけていただきたいと思います。ここには、今日御列席のホアン・カーン副長官が写真に載っておりますので、ちなみに御紹介申し上げます。ぜひお帰りの道すがらに、この小冊子を読んでいただきたいと思います。

2番目には、「アジア法整備支援—体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築—」という文書であります。

3番目に、森脇先生のお顔が1面に載っております「CALE NEWS」という、私どもセンターのニュース・レターでございます。

そこで、時間もありませんので、簡単に活動の紹介をさせていただきます。活動の第1番目です。実はこの2001年の4月、私どもの、CALEというように私どもはこのアジア法政情報交流センターのことを呼んでいるわけですが、このセンターの建物が私どもの大学内に竣工いたしまして、この場に御参加のさまざまな機関からも来賓として来ていただいた経緯があります。文字どおりこのCALEのセンターができたということは、法整備支援、あるいはアジア法政情報に関する中心的な建物ができたというように私どもは自負しておりますし、また、それにふさわしい活動が今後なされなければならないだろうと思っております。実は2002年4月、来年の4月から国の省令に基づく施設として発足するよう現在概算要求をしているところでございます。

活動の第2番目といたしましては、昨年から今年にかけての私どもの取り組みとしましては、中央アジア地域、とりわけウズベキスタン、あるいはキルギス、そしてカザフスタンという国々に対する取り組みを法整備支援の領域で始めたということでございます。昨年の第2回のこの会議のときには、アジア第2部から来られていないということを私は発言したことを覚えておりますが、本日はこうしたウズベキスタン等中央アジアに関するJICAの方々も数多く参加されていて、非常にうれしく思う次第であります。

現在、法務省法総研の丸山教官と共に、私どもの大学の杉浦教授が短期専門家としてウズベキスタンの調査に入っておられます。そして、さらに、10月には私どもの市橋教授が長期の専門家としてウズベキスタンの法整備支援に携わる予定になっているということでもあります。

私どもがこの地域を重視したのはなぜかといいますと、これらの国々は体制移行国として存在するわけですが、ヴェトナム、ラオス、カンボディアというインドシナ諸国とはやはり異なる課題を持っているわけです。そういった国々においても日本に対する法整備支援の要請がある以上、いかにこれに応え得るかという問題意識でございます。

3番目にはラオスの国別研修の受け入れを例年どおり、私たちはこの秋も予定しております。

また4番目には、これは昨年も御報告しましたので詳しくはお話しいたしませんが、JICEに基づく留学生の数多くの受け入れということを引き続き行っております。

第5番目には、先ほどのCALE NEWSを御参照していただきたいのですが、私ども名

古屋大学としましては、この7月の世界銀行の会議への取り組みを大変重視いたしました。法学部だけでも6名の人材をこの会議に派遣いたしました。この森島先生の文章を読んでいただくと、私も同感のところが多いわけですが、日本が行っている法整備支援、あるいは名古屋大学が考えている法整備支援というものは、世界銀行が考えている方向とは恐らく随分異なる面があるだろう、しかしながら、なぜこうした会議に多くのメンバーを派遣したかといいますと、やはりこの場には多くのドナーとともにレシピエントの側も一堂に会する。そういう意味では、私どもが法整備支援を今後考えていく上で非常に国際的な交流が必要であるという認識に基づいたからであります。近いうちに私どもは、世銀への再度の独自の代表団を派遣する予定であります。ただ、先ほどもお話がありましたように、ああいう事件がありましたので、今すぐ向こうが受け入れ可能かどうかは分かりませんが、やはり世銀の法整備支援に対する考え方を大学として独自に調査する必要性を感じております。

当面の活動でございますが、当面は私ども名古屋大学としましては、JICA、法務省法総研とも協力しながら、これはまだ企画の段階で申し入れはまだ二つの機関にはしておりませんが、来年の2月15日、16日、金曜日、土曜日であります（注：その後、2月16日、17日、土曜日、日曜日に変更）が、中央アジア法整備支援会議というものを、大規模なものを考えております。ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、大体各国各5名ぐらいの法曹関係者を予定し、さらには世銀の中央アジア担当も、先般のサンクト・ペテルブルグ会議に来ておりましたけれども、その担当者もぜひ参加したいというように言っておりますし、あるいはADBなどからもぜひ一緒にやりたいというように言っております。つまり、こうした中央アジア諸国において、一体法整備の中で何が問題となっているのかをやはり私どもは検討したいと思っております。

既に私どもは4年ほど前に、ヴェトナム、ラオス、カンボディア、そしてモンゴルから、同じように司法関係者を招へいし、同じようなテーマで国際シンポジウムを行った経験があります。法整備、法曹養成、法学教育などが、こうした中央アジアという、インドシナ諸国とは違う地域においてどうなっているのかという問題について考えてみたいと思っておりますし、さらには、体制移行国にとって市場経済化とは一体何であるのか、そして、その中でどのような法の役割があるのかということを考えていると思っております。

あと3分しかありませんけれども、次に申し上げたいことは、「アジア法整備支援一体体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築―」、この文書を御参照いただきたいと思います。実は文部科学省の科学研究費補助金特定研究Bという項目がございます。これは、大体年間1億円の申請に基づくものが、この特定研究Bというものになるわけでありまして。これは本年度の場合、この特定研究Bに全国の大学から200をこえる応募がありました。そし

て、最終的には現在まだなお内定の段階であります。27件採用されたと聞いております。その27件のうちに、そして、具体的にはほとんどその多くは自然科学の領域でありまして、社会科学の中ではただ一つ、私どもが提案したこのプロジェクトが内定いたしました。

このことは、非常に私は画期的だろうと思っております。なぜかといいますと、法整備支援という事柄が、例えばヴィエトナムから始まるわけですが、それは今日お見えになっております森脇名古屋大学名誉教授が、外務省、JICA、法務省などいろいろな相談されながら始められたわけでありまして、そして、そういった5年間にわたる法整備支援の歴史があるのですが、それを学問的に検討する意味があるということをも日本の学界、あるいは学術体制の中で認められたということでもあります。そのことは同時に、このプロジェクトを推進するに当たっては、そうした大きな期待の中で行われるがゆえに、私どもはこのプロジェクトをぜひ成功させなければならないと考えております。

具体的に申し上げますと、5年で約5億円のプロジェクトとして考えております。このプロジェクトの構造とメンバーにつきましては、お手元の資料の8ページ以降に書いてあります。ここでは総括班が一つありまして、この中には、先ほどお話しいただいた三ヶ月先生には評価担当として、恐らく今後行われるであろうこのプロジェクトに対する厳しい評価がなされるであろうと、私は若干戦々競々としておるところであります。この総括班のもとで、以下、研究項目A、B、Cという形で筋立てがなされているわけでございます。

今後の予定としましては、10月に総括班の第1回目の会議を行う。そして、11月には、この研究プロジェクトにかかわる人々、あるいは今日御参加の皆さん方のように法整備支援に関心、関連のある機関の方々にお集まりをいただき、今後の方針について検討する予定でございます。

いずれにいたしましても、多くお話しする時間がなく、大変残念なのですが、日本の法律学の中でアジアにフォーカスしたプロジェクトというのは、法の領域の中では非常に珍しく、また、新たに最近起こった現象である法整備支援というものを学問的に解明するということは、非常に私は重要だと思っております。このことは、言葉をかえて言うならば、先ほど三ヶ月先生が言われたように、例えばローエイシアなど、これまでさまざまなNGOが積み重ねてこられました経験を、そして、アジアに対する法の領域での知識を学問の領域でさらに発展させていく。このことが、この新しいプロジェクトに課せられた大きい任務だろうと思っております。

こうしたアジア法整備支援という、すぐれて実践的なテーマを課題にするものですから、科学に携わる、学問に携わる者と実務との間の協力・共同関係を十分にとりながら進めていくことが、私は重要だろうと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

○司会（平川統括専門官）

鮎京先生，どうもありがとうございました。

法務省法務総合研究所国際協力部尾崎部長報告

○司会（平川統括専門官）

それでは，報告の最後でございます。法務省法務総合研究所国際協力部長，尾崎道明から御報告申し上げます。お願いいたします。

○尾崎法務総合研究所国際協力部長

御紹介にあずかりました尾崎でございます。

それでは，私からは，法務総合研究所に国際協力部というものが新設されるに至った経緯，それから国際協力部の活動内容，その中で現場からの報告ということになりますけれども，どういう課題を抱えているかということをお説明したいと思います。

まず，法務総合研究所というものでございますが，これはほとんどの方が御存じだと思いますけれども，一応御説明申し上げますと，法務省の研究研修機関ということでございます。一般によく知られているのは，犯罪白書というものが法務総合研究所の作成によって作られているということでございますが，それにとどまらず，法政策に関するさまざまな研究を行っておりますし，また，もちろん職員に対する研修も行っております。

法務総合研究所が法整備支援に乗り出したのは平成6年からでございます。以来，ヴィエトナム，カンボディア，ラオスを中心として，これらの国の専門家を招いて国内で研修を行ったり，あるいは専門家を派遣して現地でセミナーを開催したり，こういう活動を行ってまいりました。また，後ほど詳しく御説明申し上げますけれども，長期の専門家，1年，2年という期間で専門家をヴィエトナムに派遣しております。

これまでの活動は，ヴィエトナム，カンボディア，ラオスの3国が中心でございましたけれども，現在，インドネシア，モンゴル，ウズベキスタン，それらさまざまな国からさまざまな要請が寄せられるに至っております。このため法務総合研究所では，平成13年度予算で国際協力部の新設を予算要求いたしました。財政事情が非常に厳しいということは皆様よく御存じのとおりだと思いますけれども，新設が認められてまして，総勢10人余りという体制で本年4月1日から国際的な法整備支援業務に従事しております。

法務省は，御承知の方も多いかと思いますけれども，昭和37年以来，刑事司法分野では

国際連合との協定によりまして、国連アジア極東犯罪防止研修所、我々はユナフェイ（UN A F E I）と申しておりますけれども、この研修所を運営いたしまして、アジア・アフリカ諸国を中心として各国から司法関係に携わる裁判官、検察官、その他矯正職員等々を日本に招きまして研修を行うという活動を行っております。今回御出席いただいた方々の中にも、その関係の方が多数おられます。

このたび、刑事司法分野のみならず民商事法分野も含めて法整備支援業務を専門に取り扱う国際協力部が新設されたということでございまして、極めて画期的なことであるというふうに考えております。我々といたしましては、政府としての法整備支援業務、特に内容面における活動、その中心となるものというふうに考えております。

なお、国際協力部は現在霞が関の赤れんが棟に本拠を置いて活動いたしておりますけれども、本年12月には大阪中之島の大阪の合同庁舎に移りまして、大阪を拠点に活動を展開する予定でございます。この庁舎は、大阪高等検察庁、あるいは地方検察庁も入る大規模な庁舎でございますが、その中に4か国語の同時通訳が可能な大きな会議場、あるいはさまざまなセミナーを行うセミナー室を設けまして、施設のにも極めて充実したものとなっております。そこを拠点に一層充実した活動を展開していきたいというふうに考えております。

先ほど来、法整備支援の意義につきましてさまざまな御意見がありました。私ども、どれだけつけ加えられるかということでございますけれども、我々として考えておりますのは、やはり明治以後130年余りを経て近代的な法制を確立した、そういうふうに言われている我が国におりますと、一応各分野の法令が整備されて、どのような事件でも裁判所に行けば受け付けてもらえて、それが、多少問題はあれ、日々特に大きな問題もなく運用されている。こういう時代というのが当たり前のように感じるわけでございます。水と安全はただだというような考え方がございますけれども、それと同様のことが当てはまるのではなかろうかと思っております。

ただ、そう言われている日本でも、やはり一般国民にとって裁判制度というのは非常に利用しづらいものである。あるいは民事紛争において、こういった裁判制度を容易に利用できないことから暴力団に頼って私的解決を図る、そういったことがまま見られるわけです。民事介入暴力ということがひところ言われておりましたし、今なおこれに対する対策が検討されておりますけれども、我が国においてすら今なおそういう状態にあるということは認識しなければならぬであろうというふうに考えます。したがって、法整備というのは極めて困難で長期的な課題であろうというふうに思っております。

翻ってみますと、特に市場経済への移行を目指しているような発展途上国の状況を見ますと、やはり問題は深刻なものがあるのではなかろうかと思っております。カンボディアなどは特殊な例か

もしもかもしれませんが、ポル・ポト政権以前は200人いた裁判官が、虐殺により4人に減ってしまったというような話すらございます。法令、法典そのもの、あるいはそれを執行する体制、人的なものが一番重要なものだと思いますけれども、そういったものがこれから作られていかなければならないという状態にあるわけでございます。

これらの国々にとりまして法整備は、いわば独立した経済主体が、その間において安全で自由な取引を行って経済活動を繰り広げていく、そういった市場経済のまさに第1の基礎というふうに言えるかと思えます。したがって、法の整備というのは豊かで安定した社会を築くための第1のインフラストラクチャーというふうに私どもは考えている次第でございます。

明治以来130年を経て近代的な法制の整備とその確実な運用のために莫大な努力を払ってきた我が国、その経験というのはいろいろな文献、法令、判例その他の文献に蓄積され、あるいは学者、実務家等の関係者の知恵と知識の中に結実しているのではないかというふうに思っております。したがって、我が国が法整備支援に貢献できる余地は極めて大きい、また、それこそが我が国を含めた国際社会の平和と安定に資するのではないかと考える次第でございます。

これまでの法総研の取り組みにつきましては、さまざまな資料を準備しております（資料省略）。配付資料が非常に多数になって恐縮でございますが、配付資料一覧という中に番号5、6、7とございます。5番目の私の論稿、それから6番目が教官山下の論稿でございます、7番目がパンフレットでございます。これらに活動の中身は詳しく説明しておりますので、ごく簡単に申し上げることとしたいと思います。

なお、5番、6番の資料は、先ほど三ヶ月先生からも御紹介のありました私どもも関係しております日本刑事政策研究会発行の「罪と罰」という雑誌がございますけれども、これに掲載されるものでございます。

私どもの取り組みにつきましては、幾つかの形態がございます。まず第1が、支援対象国の専門家を招いて我が国で研修を行うという本邦研修でございます。第2が、現地セミナーへの講師の派遣です。第3が、法律案の起草支援への関与で、第4が、現地への長期専門家の派遣となり、これは対象国の法制とその運用に関する調査研究ということになるかと思えます。活動の中心は本邦研修でございます。これはほとんどJICAの予算で、その委託を受けた国際民商事法センターが研修を運営しております。私ども法総研はその内容の企画、運営といったことを中心にさせていただいております。

研修におきまして特に重視しているのは、対象国専門家の参加を重視するというところでございまして、どのような研修でもカンントリーレポートというような場を設けて、部外の

方にも来ていただいて、その場で各国の法制度について研修員から発表していただく、それを基にいろいろ議論するというような活動を行っております。また、法律案が具体的に起草段階にあるような場合には、その法律案について日本の専門家も加わって研修員とともに研究する、こういう機会を設けるなどしております。

現地セミナーへの講師の派遣につきましては、私どもの専門性を生かしまして、民事関係、戸籍、あるいは登記、その他いろいろな専門的な仕事がございますけれども、そういったものを生かしつつ現地に教官等を講師として、JICAの専門家ということになりますが、派遣してセミナーにおいて講演させるということをしております。その他、講師の選定・把握につきましては、講師との連絡・調整等を行っております。

法律案の起草支援につきましては、これも特に名古屋大学の方々、森脇教授を始め、民法・民訴法関係につきましてカンボディアを中心に現在は起草支援活動が行われておりますけれども、その際の専門家の招へい等の事務を私どもが担当しております。

長期専門家の派遣につきましては、ベトナムに、裁判所の御協力も得て裁判官から1名、検事から1名、長期専門家として派遣してございまして、ベトナム政府関係者に対して日常的な助言を行う、あるいはセミナーの企画、運営を行う、その他、法整備支援に関する意見調整、連絡等を行うという活動を行っております。また、先ほどからアジア開発銀行の名前が出ておりますけれども、アジア開発銀行にも検事を1名派遣して、活動に当たらせております。

こういった状況でございまして、先ほど10名余りと申しましたけれども、昨日現在では、教官のうち3名が出張しているというふうな状況にございまして、いわばてんやわんや、誠に余裕のない状態でございます。したがって、組織体制は一応整備されたわけでございますけれども、今後も一層その中身を充実させていくということが大きな課題ではないかというふうに考えております。

なお、折しも、皆さん御承知のとおり司法制度改革審議会の意見書にも法整備支援の重要性というのは指摘されております。法曹の役割の一つとして、国際的な法整備支援活動を取り上げてございまして、いわば法律家層をそういう国際的な法整備支援という観点からも量、質ともに充実したものとしていかなければならない、こういうことがうたわれているわけでございます。これには全く同感でありまして、今後とも日本の法律家が層の厚みを増して、世界で活躍するということが将来的にできればなというふうに私どもは考えております。

やや時間がなくなりましたが、今後の課題ということでお話ししたいと思います。現場からの声ということでお聞きいただきたいと思っておりますけれども、我々、法整備支援関係の活動をやっておりますと、幾つかぶつかる問題がございます。まず一つは、これはもちろん

~~~~~

ん皆様も日常的にぶつかっておられると思いますけれども、言葉の壁でございます。やはり法律の議論をする上で共通に理解する言語がないというのは非常に難しい、困難なことであります。我々日本人は英語教育を受けておりますので、ほとんど、外国語が仮にしゃべれても英語に限られてくるわけでございますが、例えばインドシナ3国を取り上げますと、英語を話す方というのは非常に少ないわけでございます。したがって、本邦研修、つまり我が国内における研修におきましては、日本語とヴィエトナム語、カンボディア語等の2か国語の通訳で研修を行っておりますけれども、やはり共通に理解できる言語があればいいなというふうに思います。

日本語を皆さんに習得していただくというのはかなり難しいことであるので、これは、大学の方がやっておられる留学生受け入れに期待するしかないと思いますけれども、それ以外にはやはり英語を現地の方にも学んでいただいて、こちらの方でも文献をできる限り英訳して、共通の基盤を作っていくことが必要ではないかと考えております。

第2は、支援者、支援関係者相互の連絡・協調と人材の発掘・育成ということでありまして、支援の輪が広がっていきますと、関係者の数も増えていくわけでございますが、やはりどうしても当面の仕事に追われまして、横の連絡が薄くなりがちである。これはどの世界でも言えるかと思えます。また、支援に当たる人たち、特に現地セミナーの講師等、我々はいつも探すのに苦労するわけでございますが、現在ではやはり知り合い、あるいは自分が持っている限られた情報に基づいていろいろな方に当たっていくという、いわば手探り状態でやっております。しかし、我々が思いもつかないようなところに、そういう支援ならやってみたいという方がたくさんおられるのかもしれない。そういったことを考えていかなければならないのではないかとこのように思っております。私どもといたしましては、当部の活動にだけとられるのではなくて、微力ながら我が国関係者全体の力がどういうふうに効率的にうまく発揮されて、法整備支援がうまくいくのか、そういう観点を忘れないようにしたいというふうに思っております。

それから、第3は外国・国際機関との連絡協調でございます。これは、世界に目を転じますと、世界銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、国連開発計画などの国際機関や、北米、ヨーロッパ、オーストラリア等の先進諸国の国際支援担当機関が、東欧、旧ソビエト諸国、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、こういった国々に対しましてさまざまな法整備支援事業をやっております。先ほどアメリカの話が出ましたけれども、アメリカの関係者に聞いたところによると、数は忘れましたが、我々が想像もつかないほど何十か国という国に対しまして支援活動を展開しております。

私は、5月から6月にかけてましてヴィエトナムに出張して、いろいろな方から事情をお伺

いしました。カーン副長官からも事情をお伺いしましたがけれども、ベトナムにおきましても、フランス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、アメリカ、あるいは国連開発計画、世界銀行、こういったいろいろな国際機関、それから国々が支援活動を行っております。その内容を見ましても、留学生の受け入れ、英語教育、法令・判例のデータベース化、法令のCD-ROMによる一般国民への法律関係情報の提供、あるいは法律扶助、あるいは変わったところでは電話の自動応答システムによる法律相談、こういったことを企画、実施しております。そういったところで、非常に私はベトナムに出張いたしまして驚いた次第なのですが、こういった関係機関と連絡・協調して効率的な支援活動を行っていくというのは、前にも増して非常に重要なのではないかと考えております。

したがって、我が国か他国かといったことにとらわれることなく、全体として支援活動がうまくいくようにということを考えるべきではなかろうか。したがって、いろいろな会議等におきまして協調を図るような際にも、受身でそこに加わってついていくのではなくて、場合によっては主導的に協調を図る必要もあるのではなかろうかと思っております。

ベトナムにおきましては、先ほど、諏訪理事からも御紹介がありましたとおり、リーガル・ニーズ・アセスメントということで包括的な司法制度改革プランがつけられておりますが、それについて各国際的な支援関係者が会議を開きまして、協力して支援活動を行っております。これは、成功すれば非常にいい例になるのではなかろうかというふうに思います。

第4は、情報の蓄積と発信でございます。法整備支援活動をいろいろやっておりますと情報が集まってまいりますし、そういう情報は今後の支援活動のためにも重要であります。しかしながら、こういった情報の蓄積、発信ということは、ともすればやはりこれは後のための仕事、未来のための仕事でございますし、周りの人々のための仕事、ほかの人のための仕事でございます。どうしても後回しになるわけでございますが、そういったものを充実していかなければならないのではなかろうか。名古屋大学はCALEということでニュース・レターを継続的に出しておられますけれども、我々は非常にそういったものをうらやましく思っております。今後、そういった方面にも努力を払っていきたいと思っております。

少し長くなりましたが、最後に、いろいろ法整備支援活動をこれまで多方面にわたって、いわば手探り状態で、要請があるとそれに対応するというような形でやってまいりました。しかし、対象国もどんどん広がってまいります。要請は次々舞い込んでまいります。それをどういうふうを選択して、どういうところに力を注いでいくべきなのか、こういったことを考える必要があるというふうに考えている次第でございます。

時間も残りございませんで、なかなか結論を申し上げることはできませんでしたが、以上のようなことが、我々が現場から考えている課題でございます。どうもありがとうございます

-----  
いました。（拍手）

○司会（平川統括専門官）

ありがとうございました。

これで予定の4方からの報告が終わりました。

### 講演「ヴェトナムの法整備に対する国際協力」

○司会（平川統括専門官）

それでは、引き続きまして、先ほど御紹介申し上げましたヴェトナム最高人民裁判所副長官でありますホアン・カーン氏から、「ヴェトナムの法整備に対する国際協力」と題しまして講演をお願いしたいと思います。

本日、通訳を担当いたしますのは初鹿野マイさんでございます。あわせて御紹介申し上げます。

それでは、カーン副長官、壇上の方へよろしく願いいたします。

○ホアン・カーン最高人民裁判所副長官

御臨席の皆様、今回、日本の法務省を始め法務総合研究所の御尽力のおかげで、ここに来日することができました。来日の目的は、意見交換と共に日本の司法制度の研究であります。

また、今回、この会議に招待されることは、私は大変大きな名誉とっております。この席を借りて、ヴェトナムの司法制度の改革とヴェトナムに対する法整備の支援はどういうものか御報告したいと思います。その報告を踏まえて、ぜひ今後とも、法務省を始めJICA、関係各機関のヴェトナムの司法に対する支援をお願いしたいと思います。

皆様も御承知のとおり、ヴェトナム共産党は1986年の第6回党大会において刷新政策、いわゆるドイ・モイ政策を打ち出しました。そして、その後、第7回、第8回、そして、最近の第9回においても、党は引き続き我が国の刷新事業の方針及びその内容を続けて補足して、充実させました。

このドイ・モイの事業の一つの大きな柱としては、法律システムを整備することです。また、次の方針で、国家機関を改革することを打ち出しました。つまり、その方針としては、政府は国民のものであって、国民より造られて、また、国民のために行動しなければならないという方針です。

---

また、政府は法律をもって社会を管理するという方針も打ち出されました。そして、政府機関の改革の中で、司法機関の改革、その活動の質の向上が一つの大きな柱です。その中で特に裁判においては、裁判官及び人民参審員の数とその質の向上がテーマになっております。以上の方針を踏まえて、我々は過去10年間に於いて約91種の法律と117の法令を公布しました。その中でも最も重要なのは、1992年に制定された憲法です。

この92年憲法は、ヴェトナム共産党の全面的な刷新の方針を一番早く法制化したものです。この憲法は、ヴェトナムのそれまでの計画経済、中央集権、官僚的に現物配給社会から社会主義指向の市場経済へ移行したという本当の革命的なものだと思います。また、この憲法は、中央政府機関の改革、社会のすべての側面における民主化などの基礎にもなります。ですから、92年憲法は、ヴェトナムの長年の社会経済の恐慌状態から新しい工業化、近代化の時代への移行に大きく寄与したと思っております。

ヴェトナムの司法改革は、次の目的のために実行されると思っております。ヴェトナムの世界経済への統合に有利な環境を整えることも含めて、社会主義指向の市場経済の建設を完成することが第1の目的です。そして、国民の、国民による、また、国民のための政治機構、つまり法治政府を構築することが第2の目的です。そして、社会のすべての側面において民主化を促進することが第3の目的です。

この司法改革の事業の中で、我が国は多くの海外の国及び国際機関の支援を受けております。例えばUNDPのプログラム、あるいは世銀、アジア開発銀行、また、支援国だと、日本、フランス、カナダ、スウェーデンなどです。

これらの国及び機関の支援は、次の分野に集中しております。各国や各機関の専門家を派遣していただき、法律素案に関連するワークショップやセミナーをヴェトナムで開催して、この起草作業を支援してきております。例えば短期研修、これは派遣国で講義と見学を含めて短期研修を実施して、または長期間の教育研修など、これはほとんど大学院での勉強です。また、コンピューター・ネットワーク、あるいは法律のデータベース作成、判例の蓄積・管理など、法律に関する情報整備を支援しております。

ヴェトナムの裁判所に限って申し上げますと、1996年からUNDPとデンマークの共同実施プロジェクトを通じて初めて国際支援を受けました。このプロジェクトは、今年2001年6月に一旦終了しましたが、その後、ヴェトナム最高裁とデンマーク政府との間で新しいプロジェクトを実施することに合意して、調印しました。その実施の内容としては、例えば裁判所職員研修所の改修工事、最高人民裁判所の職員・地方裁判所の職員の能力強化、大学院教育、あるいは海外での大学院教育、あるいは短期研修を実施、ここでの研修は主に労働事件、破産事件、あるいは知的所有権など、特殊な事件を解決するための技能です。

-----

また、もう一つの柱としては、裁判所の間に情報ネットワークの構築を拡充する。このネットワークは将来ディストリクト・レベル、日本で言うと市町村レベルの裁判所まで拡充していきたいと思います。海外の研修と国内のワークショップの開催を通じて、裁判所組織法などの起草作業を支援するための起草委員会の能力強化、また、最高人民裁判所及びプロヴィンス・レベル、地方人民裁判所の裁判官の英語研修などであり、これは計画法に関する英語研修を実施するものです。

そして、モデル的な判例の出版を、このプロジェクトを通じて補助を受ける予定です。まずは、最高人民裁判所の監督審から得た判決を出版したいと思います。この事業は、将来、判例の出版のモデル的な事業としてやってみたいと思います。

また、ここでは、JICAのヴィエトナムに対する法整備支援プロジェクトのフェーズ2においては、我々はどう関わっているか。今までのプロジェクト・フェーズ1においては、司法省が中心のカウンターパートだったのですが、フェーズ2においては最高人民検察院と共に最高人民裁判所がプロジェクトの正式なカウンターパートになっております。フェーズ2のフレームにおいては、日本はヴィエトナムの最高裁に対して破産法と民事訴訟法の起草作業を支援しており、3年間にわたって毎年10名ずつ、最高裁の職員の日本の本邦研修が実施されているところです。

私たちは、この日本のヴィエトナムに対する今日までの協力は、大変高い効果があったことから、ぜひ日本政府がこのプロジェクトを将来にわたっても継続していただきたいと思っております。率直に申し上げますと、ヴィエトナムの裁判官全体が、また、裁判所職員も、市場経済においてよく起きる紛争事件に対する解決の経験に乏しいのです。例えば、どういう事件に我々は弱いかというと、破産事件、国際商品の売買契約に紛争がある事件、あるいは保険契約の紛争、開示紛争、知的所有権の紛争など、こういう紛争を解決するのにヴィエトナム裁判官はまだ経験不足です。そのため、市場経済の運営に必要な法律、法令の改正や、新しく公布することも重要ですが、ヴィエトナムの裁判所職員を始め裁判官全体が市場経済活動によく起きる紛争のその解決技能を育成して、また、磨く、研さんすることが不可欠だと思います。

現在、ヴィエトナム最高人民裁判所はヴィエトナム国会より次の各法律の編さんを委任されております。例えば人民裁判所組織法、民事訴訟法典、破産法、船舶だ捕に関する法令、経済契約法令、そして、近いうちに裁判官と人民参審員に関する法令の改正も予定されております。

以上述べた法分野に対して、引き続き日本政府を初め関係の国際コミュニティの方々の御支援をお願いしたいと思います。御清聴ありがとうございました。（拍手）

-----

○司会（平川統括専門官）

ヴェトナム最高人民裁判所副長官ホアン・カーンさんの講演でございました。

それでは、せっかくの機会でございますので、少しの時間、何か御質問のございます方があれば、お願いをいたしたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。御質問のある方がございましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。

○鈴木（最高裁判所）

最高裁判所の鈴木でございます。

司法制度改革について重要なポイントとして、裁判官の数の増加、それから、人民参審員の質の向上という点を挙げられておられましたが、具体的にはどういう方策をお考えになられていて、どういうふうに進められようかとされているのか、教えていただければと思います。

○ホアン・カーン最高人民裁判所副長官

現在、国内では、民事事件も刑事事件も年々増加する傾向にあります。それにもかかわらず、各級裁判所の裁判官が大変不足しております。ですから、今、対策としては第1に、現地で採用された人を中央の司法養成学校で養成して、そして、在職の裁判官に対してはヴェトナム最高裁の研修所で更に研修、教育いたします。現在、教育研修としては、ヴェトナムで司法省直属の司法育成学校、この学校は新米裁判官を育成します。そして、現職の裁判官に対してはヴェトナム最高裁の研修所がでございます。

現在、学校での育成以外に、例えば裁判所で既に長年勤務した人たちに対して、現地教育、つまり経験豊かな職官など、裁判官になれるかどうかという審査、教育もやっております。まず、人民参審員に関しては、やはり法律の専門家ではないことが多いので、法律の実務、知識に関して研修コースなどを設けております。以上です。

○司会（平川統括専門官）

ありがとうございました。

他にはございますか。どうぞ。

○鈴木（国際協力銀行）

国際協力銀行の鈴木と申します。

お聞きしたいのは、今、日本の司法制度改革で、重要な刑事裁判における参審員の検討というのが進められているわけですけれども、ヴェトナムでは刑事裁判の第一審では常に人

---

民参審員がいる。それは、裁判官2人で、人民参審員は3名だということですがけれども、上訴審ではどうなのか。それから、現実に人民参審員というのはどのような格好で機能しているのか。具体的に法律は知らないけれども、事実審のところで機能しているのか、それとも量刑のところでも機能しているのか、そこについてお聞きしたいと思います。

○ホアン・カーン最高人民裁判所副長官

ヴェトナムでは、第二審のときは専門裁判官だけであり、これは刑事の場合ですが、参審員は参加しません。ただ、第一審で、刑事事件で極刑、つまり死刑判決がある可能性があれば、第二審の参審員と裁判官の数は逆です。裁判官は3名、参審員は2名です。また、ヴェトナムの人民裁判所法の規定によると、裁判の際には、参審員は裁判官と同じ権限を有します。

また、多くの事件において、参審員はかなり機能を発揮して、裁判の後、その判決に対して批評したり意見を述べることがあります。ただ、へき地、山の中、こういうところの参審員は余り高い能力を持っているとは思えないので、十分に機能していないかもしれない。これは正直に申し上げなければならないです。

また、なぜヴェトナムの参審員がかなり機能を発揮したかという点、大部分の参審員は定年した裁判所職員が務めることが多いからです。

○司会（平川統括専門官）

まだ御質問があらうかと思いますが、時間の関係もございませう。外にお茶の御用意をしておりますので、ここでおおよそ10分間ほどの休憩を頂戴したいと思います。

なお、御質問がもしございましたら、また、お茶を飲みながらでも御質問をしていただければというふうに思っております。

それでは、これで第1部を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

午後3時25分 休憩